

緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム会合  
報告書案に対する意見

令和3年7月29日  
内閣府  
政策統括官（原子力防災担当）付  
参事官（企画・国際担当）

**(1) 3. (2) ① 簡易測定の方法について**

本報告書案では、甲状腺被ばく線量モニタリングは簡易測定と詳細測定からなり、簡易測定は詳細測定のスクリーニングを目的に実施するとされていることから、住民の被ばく線量の推定等に用いられる甲状腺被ばく線量モニタリングの測定結果とは詳細測定結果を指していると理解している。一方、簡易測定で得られた正味値の取扱いが明らかにされていない。

簡易測定による正味値を、スクリーニングだけで無く住民の被ばく線量の推定や健康管理、公衆の被ばく線量の把握等にも活用する場合には、簡易測定が本報告書案において詳細測定のスクリーニングを目的としていることと異なるものになるほか、簡易測定時においても測定値の記録や住民への説明、健康相談等が必要となるため、実施方法、実施体制についても本報告書案と異なる準備が必要になる。

この場合、住民の被ばく線量の推定、公衆の被ばく線量の把握等の考え方や評価体制、中長期的な健康調査・健康相談等の健康管理の進め方等について早急に検討を開始し、検討結果を踏まえて改めて簡易測定の目的の明確化、実施方法や実施体制について再構築すべきと考える。

**(2) 3. (3) ②、③ 詳細測定について**

本報告書案では、詳細測定の実施体制として、②開発された詳細測定器が普及した場合、③開発された詳細測定器が導入されるまでの間、の順に、詳細測定器が普及することを前提として記述されているが、現時点では製品化や商品化の目途が立っていないため、②は仮定に基づく将来的な構想が記述されていると理解している。

したがって、開発された詳細測定器による実施体制の構築は、製品化・商品化的見込みが立った時点で改めて進められるべきものであり、本報告書を踏まえた詳細測定に関する原子力災害対策指針等の策定・改定は、まずは現行の甲状腺

モニタ等を用いた実施方法・実施体制を対象に行われるべきと考える。

また、詳細測定の場所についても、ホールボディカウンタによる追加的な測定、健康調査・健康相談等を含めた住民への対応等を勘案すると、限定的に場所を特定せず、避難した住民等の利便性も考慮しつつ、改めて実施可能な適所を柔軟に検討できるようにしておくべきと考える。

### （3）3.（3）④ 平時からの備えと緊急時の対応

本報告書案では、測定資機材毎の整備主体、保管・管理の主体や保管・管理場所等が明確でなく、地方公共団体が全て行うと理解される記述となっている。

測定資機材については、測定における各機関の役割や測定機器の特性、保管・管理体制等を踏まえて適切な体制整備が必要であり、それらについて関係機関と改めて調整すべきである。

### （4）（参考8）国、地方公共団体、原子力災害医療協力機関、原子力事業者等の役割

簡易測定に関わる要員等は同時期に多人数の確保が必要であり、所属する組織に関わらず、原子力事業者を含めて多くの者が必要な研修を受講できる環境を構築すべきである。